

第 44 回世界遺産委員会決議 44 COM 8B.5 に係る
奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の保全状況報告
(仮訳)

日本政府

2022 年 11 月

目 次

1. 報告書の要約	1
2. 世界遺産委員会決議への対応	2
a: 観光管理	3
b: ロードキル対策	6
c: 河川再生	7
d: 森林管理	8
3. 締約国が、資産の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性があるとして認識しているその他の保全に関する問題	11
4. 作業指針第 172 項に基づく真実性・完全性を含む資産の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性のある構成資産及び緩衝地帯において予定される大規模な復元又は新規工事に関する説明	11
5. 保全状況報告書へのパブリックアクセス	11
6. 代表者署名	11

添付資料

- a-1. 西表島観光管理計画（案）の概要
- a-2. 奄美大島、徳之島、沖縄島北部における観光管理の概要
- b-1. 既存のロードキル対策のレビューと今後の対応方針
- c-1. 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界遺産地域河川再生戦略
- d-1. 奄美大島・徳之島における自然環境に配慮した森林施業方針
- d-2. 沖縄島北部の緩衝地帯における森林管理について

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島（日本）（N 1574）

1. 報告書の要約

我が国は、第44回世界遺産委員会決議44 COM 8B.5の4つの要請事項に対し、タスクフォースをそれぞれ設置し、対応を検討した。

- ・ 観光管理については、観光利用によって想定される影響等による評価を踏まえ、西表島の観光に関わる各種構想・計画・制度等を統合した計画として、既存の来訪者管理計画を『西表島観光管理計画』として改定する。この計画に基づき、観光客の訪問レベルを管理し、遺産地域内での法的拘束力を持った立入規制や、来訪客数の特定時期への集中を平準化する取組を進める。
- ・ ロードキル対策については、本資産を含む4島における絶滅危惧種のロードキル発生状況、対策の実施状況やその効果を整理した。その結果、4島とも、引き続き絶滅危惧種のロードキル対策の強化が必要であると判断し、特に優先的に対策の強化が必要と判断される区域等について、交通管理措置を強化、あるいはそのための検討を行った。今後も、4島における発生状況の把握や対策の効果検証を継続し、場所ごとに最適な対策を適用する。あわせて、関係機関が連携して、ロードキル低減の取組やロードキル発生メカニズムの検証等に基づくより効果的な対策の開発を推進する。
- ・ 河川再生については、本資産における河川再生の基本的な考え方やプロセスを示した包括的な河川再生戦略を策定した。今後、当該戦略に沿って、河川工作物が本資産に与える影響把握調査と因果関係の分析・検証を開始する。
- ・ 森林管理については、奄美大島、徳之島、沖縄島北部において、森林伐採に対する各種制度の状況等を踏まえながら、林業事業者とも話し合い、今後の緩衝地帯における森林伐採に関する対応を検討・整理した。自然公園法等の規制を遵守することに加え、地域毎に策定した森林施業方針も遵守し、かつ定期的に林業事業者と行政機関で情報交換・調整を行うなど、更に、自然環境へ配慮した取組を進める。また、緩衝地帯での森林伐採が遺産価値に影響していないか調査を行っていく。

なお、資産の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性があるとして認識しているその他の保全に関する問題、大規模な開発計画はない。

また、保全状況報告書へのパブリックアクセスは受容できる。

2. 世界遺産委員会決議への対応

我が国は、第44回世界遺産委員会決議44 COM 8B.5の4つの要請事項に対し、地域連絡会議（本資産の管理機関である環境省、林野庁、文化庁、鹿児島県、沖縄県、12市町村で構成）の下に、関係行政機関及び各分野の専門家等で構成されるタスクフォースをそれぞれ設置し、科学委員会における科学的助言も踏まえて対応を検討した（図1）。

以下、各要請事項に対する検討結果を含む、進捗状況について報告する。

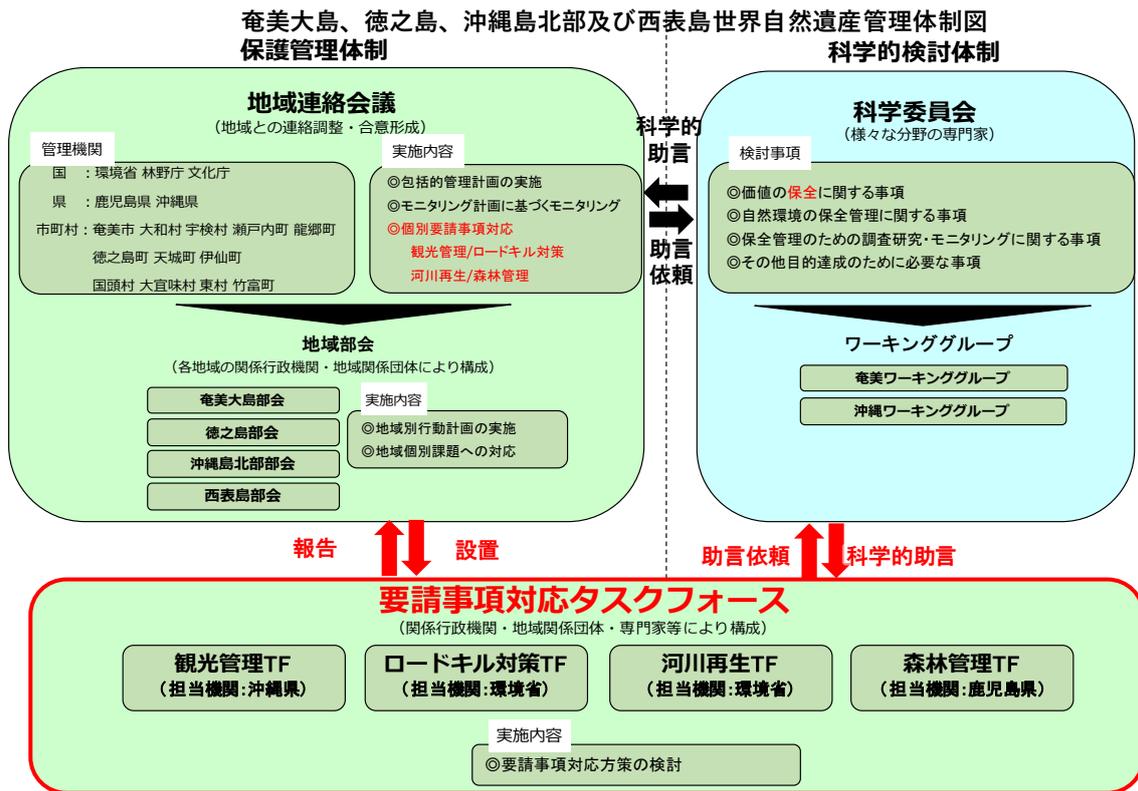


図1 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産管理体制図

a : 特に西表島において、観光の収容能力とその影響に関する厳しい評価が実施され、改定観光管理計画に統合されるまでは、観光客の訪問レベルを現在のレベルに制限する、または現在のレベルより減少させること。

(1) 西表島に関する報告事項

a) 西表島における観光利用及び管理の現状

- ・西表島においては、2020年1月に策定した『持続可能な西表島のための来訪者管理基本計画』に基づき来訪者を管理しており、専門家とも連携して観光利用の状況や観光に伴う環境負荷に対するモニタリング調査を実施している。
- ・西表島への年間入域観光客数は、2019年以前の10年間平均（但し、東日本大震災の影響を受けた2011年のデータを除く）で33万人であった。2015年の39万人をピークにその後は漸減傾向を示し、新型コロナウイルス感染拡大による移動制限の影響を受けた2020年以降は、2019年以前の50%以下に落ち込んでいる。そのため、本報告では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前年の2019年の観光客の訪問レベルを「現在のレベル」として取り扱うこととした。
- ・西表島の観光形態は、大型バスや動力船で島内を巡る周遊型観光とカヌーやトレッキング等を楽しむ自然体験型観光とに大別され、前者は団体型旅行が多いのに対し、後者は個人型旅行が主体となっている。近年の動向として、団体型旅行は減少傾向にあるのに対して、個人型旅行は増加傾向にあるが、いずれの旅行形態であっても西表島で宿泊する観光客は少なく、2015年～2016年に実施した調査時の宿泊率は23%であった。
- ・2019年の西表島への入域観光客数は年間29万人であり、その内ガイドが引率するカヌーやトレッキングツアー（エコツアー）で遺産地域内のフィールドを直接的に利用した観光客は延べ約7万人（24%）、仲間川と浦内川で動力船による遊覧観光を行った観光客は延べ約15万人（52%）いたが、その他に周辺管理地域の施設やフィールドあるいは海域も利用されていた。
- ・西表島への入域観光客数の日変動は大きく、2019年にはピーク日に1,543人/日の観光客が訪れたが、1日当たりの入域観光客数の平均は862人/日、標準偏差は250人/日とバラツキが大きく、特定の時期に利用が集中する傾向がある。

b) 観光の収容能力とその影響に関する評価の実施

- ・西表島の遺産地域内外において想定される観光による影響（脅威）を網羅的に抽出し、それぞれの脅威に対して、影響を受けるエリアの重要度と収容能力を踏まえて、現在のリスクの大きさとその変動について評価を行った。主な脅威に対する評価結果は、以下のとおり。
 - ① 遺産地域内での自然体験型観光に関しては、利用するフィールドの箇所数と各フィールドへの立入人数が近年増加傾向にあり、最も利用が多いヒナイ川では、ピーク日の立入人数が滞留場所の空間容量から算定した収容能力を大幅に上回っていたこ

とから、利用するフィールドの箇所数、各フィールドへの立入人数、来訪者の行動による影響のいずれに関しても、現在のリスクは高く、増大傾向にあると評価した。

ただし、遺産地域内ではあっても、仲間川と浦内川での動力船による周遊型観光に関しては、既に影響低減のための措置が講じられており、利用する観光客数も近年減少傾向にあることから、現在のリスクは低く、将来的にもリスクが増大するおそれは低いと評価した。

- ② 遺産地域外を含む西表島への入域観光客数の総量に関しては、輸送能力、廃棄物や排水処理能力、上水供給能力等の観点から収容能力を検討した。利用集中する特定の時期には、上水配給能力が限界に近づき、観光による住民生活への影響が懸念される状況が発生していることを踏まえて、西表島では上水供給能力が1日当たりの入域観光客数を制限する要因になると判断した。現在の訪問レベルでは上水供給能力から算定した収容能力を超える日が1年間に24日（7%程度）あったが、実際には深刻な水不足には至らず節水の呼びかけに留まっていたことから、現在のリスクは中程度であり、明らかな増大傾向はみられないと評価した。
- ③ 観光客の旅行形態の変化に関して、個人型旅行の増加による島内交通量の増加や観光客の行動の多様化と、イリオモテヤマネコのロードキル発生との直接的な因果関係は明らかになっていないが、当該種のロードキルの深刻さから判断し、現在のリスクは高く、増大傾向にあると評価した。

c) 西表島における観光客の訪問レベルの管理方法

- ・上記の評価におけるリスク・脅威に対して、それぞれ以下の方法で観光客の訪問レベルの管理を行う。

遺産地域内の自然体験型観光の管理方法としては、「利用するフィールドの箇所数」、「各フィールドへの立入人数」、「フィールドでの来訪者の行動」について、「エコツアーリズム推進法」に基づき適正な管理基準を設定した。特に影響が懸念されるフィールドには現在のレベル以下になるよう1日当たりの上限人数を定めて立入制限を行うとともに、他のフィールドに関しても各ガイドの引率人数及び1事業者1日当たりの引率人数の上限を定めた。立入制限に関しては、立入希望者が竹富町長に事前に申請し、上限人数の範囲内で承認された者のみに立入を認める（違反者には罰則を科す）というエコツアーリズム推進法の規定に基づいて制限を行う。また、ガイド及び事業者の引率人数の制限に関しては、「竹富町観光案内人条例」に基づく免許制度に管理基準の遵守を義務付ける（違反者には行政処分を科す）ことによって制限の実効性を担保する。これら2つの法令の規定を組み合わせることにより法的拘束力をもった規制を行う。また、制度の運用にあたっては、地域住民が中心となって設立された「一般財団法人西表財団」が竹富町からの委託を受け、立入規制及び

ガイドの免許制度の管理事業を実施していく。

- ② 西表島への1日当たりの入域観光客数の管理については、上水供給能力から算定される収容能力（1,200人/日）※を管理基準として設定し、エシカル観光カレンダー等による情報発信の強化により個人型旅行での来訪者を閑散期に誘導するとともに、西表島への送客を担う観光関連事業者（航空会社、船会社、旅行代理店）の連絡調整会議において団体型旅行での来訪日を事前に調整することで、1日当たりの入域観光客数を現在のレベル以下に抑制し、特定時期への利用集中を緩和する。

※：上水供給能力から算定される収容能力は、宿泊率が高まると受入容量が低下するため、宿泊率のモニタリング結果に応じて見直しを行う

- ③ 個人型旅行形態への変化に対しては、当面はレンタカーへの法定速度超過の警告装置の設置やロードキル発生個所への注意喚起、普及啓発活動の強化等の対策を講じつつ、今後は入域観光客とヤマネコ等の交通事故の関係についても分析を行い、分析結果等を踏まえ、国や県等の事業においてより効果的な対策の検討を進めていく。

①～③の管理手法に加えて、観光客に対して、観光による環境負荷への意識醸成や責任ある行動を促すための新たな仕組みとして、以下の制度導入に向けた取組を加速する。

- ・「竹富町訪問税（仮称）」の制定により、観光客から税として西表島の入域に対して公平に費用を徴収し、徴収した費用を観光管理のための各種制度の運用やモニタリング、影響低減のためのインフラ整備等の財源として活用する。
- ・「エコ認証制度（仮称）」の導入・活用により、環境負荷の少ないエシカルなツアーや環境保全活動等を実施している観光事業者や島民を行政機関等が認証・表彰・広報して活動にインセンティブを与え、観光による負荷低減を促進する。今後は県により事業の予算化を進め、制度構築に向けた検討を行う。

d) 「西表島観光管理計画」への統合・改定の実施

- ・西表島においては、b)に示した観光収容能力等の評価を踏まえ、c)に示した観光管理を計画的に実施していくため、これまで個別に検討してきた西表島の観光に関わる各種構想・計画・制度等を統合した計画として、2020年1月に策定した『持続可能な西表島のための来訪者管理基本計画』を『西表島観光管理計画』として改定する。
- ・『西表島観光管理計画』は、計画に基づく取組の確実な実施とその成果確認のため、西表島部会の組織内に継続的なモニタリングと客観的な評価に基づいて見直し・更新を行う機能を確保する。
- ・『西表島観光管理計画』の改定作業は2021年8月から開始し、専門家、地元関係団体・事業者、行政機関からなる作業部会を設置して検討を進め、2022年7月の西表島部会に

において計画(案)が承認されたため、2022年12月現在、計画(案)への意見聴取と細部調整を行っており、2023年2月の西表島部会において『西表島観光管理計画』を策定する予定である。

- ・本報告には、2022年7月時点での『西表島観光管理計画(案)の概要』を添付した。(添付資料 a-1)。

(2) その他3地域に関する報告事項

- ・奄美大島、徳之島、沖縄島北部に関しては、新型コロナウイルスによる移動抑制の影響もあり、現時点では観光客の急激な増加は見られず、特に緊急的な対応を必要とする問題の発生は確認されていないが、遺産地域及び遺産地域外を含む観光利用の実態について、引き続き、注意深く監視を続けていく。
- ・今後も引き続き、「奄美群島持続的観光マスタープラン」及び「沖縄島北部における持続的観光マスタープラン」に基づき、必要な取組を継続していくが、それぞれの地域の実情に応じて計画の適切な運用・見直し・更新が行われるよう、各地域部会や専門部会等において確認・調整を行う。
- ・本報告には、『奄美大島、徳之島、沖縄島北部における観光管理の概要』を添付した。(添付資料 a-2)。

b: 絶滅危惧種の交通事故死を減少させるための交通管理措置の有効性を緊急に見直し、必要な場合は強化すること(アマミノクロウサギ、イリオモテヤマネコ、ヤンバルクイナを含むがこれらに限定しない)。

(1) ロードキルの発生状況と種の存続や生態系における機能に及ぼす影響

- ・絶滅危惧種のロードキルの発生状況や発生要因、個体群に与える影響について、これまで把握できている情報をもとに4島の状況を検討・整理した。いずれの種においても、ロードキルは長期的に増加傾向又は高い水準で推移しており、その要因として、観光動態の変化、外来種対策による近年の生息個体数の回復や分布の拡大などの可能性が考えられる。
- ・個体数が少なく、かつ最上位捕食者であるイリオモテヤマネコのロードキルについては、本種の個体群や西表島の生態系に与える影響が大きいと考えられる。アマミノクロウサギ、ヤンバルクイナについては個体数、分布ともに回復傾向と推定されているが、レッドリストに高いランクとして掲載されていることから、引き続きロードキルによる影響を低減する必要があり、生息地が南北に分断されている徳之島のアマミノクロウサギについてはロードキルの影響がより懸念される。
- ・3種以外の種として、ケナガネズミのロードキルの発生傾向について分析した。また、西表島における普通種を含む様々な動物のロードキルの発生状況について分析した。この他、ホントウアカヒゲやノグチゲラ、リュウキュウヤマガメ、トゲネズミ類等、他の希

少種についても個別にロードキル情報を収集しており、今後、分析を進めていく。

(2) 交通管理措置の有効性の見直しと今後の取り組み方針

- ・交通管理措置の有効性を見直すため、既存対策の一覧を作成し、そのうちのいくつかの対策について、ロードキル低減の効果検証結果を整理した。多くの対策で有効性が示唆された一方で、ロードキルのリスクが高いにもかかわらず、こうした有効性があると考えられる対策が不十分な地域もみられた。これを受け、奄美大島、徳之島における進入抑制フェンスの設置や西表島におけるアンダーパスの新規建設の検討や新たな交通実態把握調査の実施など、追加対策の実施又は強化の検討を進めている。
- ・今後も、道路が住民の生活に必要な不可欠であることを踏まえつつ、関係行政機関、団体、有識者等多様な主体との連携体制を維持しながら、4島における構造物の追加やドライバーへの注意喚起等のロードキル対策の強化を行う。
- ・対策の強化に当たっては、ロードキルの発生状況や交通実態、道路構造に関する情報に基づき、対策の強化が必要な区域や取組内容の抽出を継続し、場所ごとに最適な対策を適用する。あわせて、絶滅危惧種への影響の程度を分析するなどして対策の効果検証を行う。さらに、より効果的な対策手法を開発するために必要なロードキル発生メカニズムの検証等を推進する。

c: 可能な場所では、強固な人工的インフラから、水流回復 (replenishment)、植生回復 (vegetation)、多様な生息地の形成をもたらすような、自然に基づく技術や再生アプローチの採用に移行するために、包括的な河川再生戦略を策定すること。

(1) 河川再生戦略の策定

- ・河川再生タスクフォースでは、関係行政機関、河川工学、防災工学、生物学の6名の専門家によって専門的視点から検討を行い、本資産における河川再生の基本的考え方やプロセスを示した包括的な河川再生戦略を策定した (添付資料 c-1)。

(2) 今後の取り組み方針

- ・当該戦略の実施にあたっては、関係行政機関、河川工作物管理者、河川管理者、及び、専門家との連携の下、河川工作物が本資産に与える影響把握調査と因果関係の分析・検証から開始する。
- ・その結果を踏まえ、調査対象河川工作物への改善措置の検討と当該措置の採用に伴う防災面等の各種リスク調査及び評価を実施し、地域住民との合意形成を図りつつ、再生方針を検討する。その再生方針に基づき、必要に応じた対策と効果検証による順応的管理を実施する。

d: 緩衝地帯での森林伐採について、個々の伐採区域の数と総面積の両方において、現在のレベル以下に制限する、または現在のレベルから減少させ、いかなる伐採も厳格に緩衝地帯内に限定すること。

(1) はじめに

奄美大島、徳之島、沖縄島北部（以下、「3地域」という。）においては、従前より森林資源を伐採し、用材等に使用してきた（推薦書 P114,115）。これらの地域の森林は再生速度が速く、また再生能力が高い（推薦書 P106.BOX5.別紙 1-1）。伐採後の二次的な自然環境でも希少種を含む野生動植物が生息・生育環境として利用している

（2020年2月追加情報照会回答 P1）。

また、3地域における森林伐採は1970年代をピークに、その後は木材需要の変化や、地元をはじめ事業者や行政などの連携による保全への協力等が相まって、減少傾向にある。

要請事項は林業の今後に係るものであることから、管理機関は、要請事項を受けて改めて林業事業者と今後について話し合い、ヒアリングを行った。この結果、林業事業者は今後も地域の自然環境に配慮しながら持続可能な林業を行うことを望んでいることが確認された。また、2020年2月に3地域の緩衝地帯における直近の伐採概要を報告しているが（2020年2月追加情報照会回答 P8,10 別紙 1-2-2）、これは木材需要が低迷していた時期に重なり、それを今後の伐採面積の基準とすると、将来的な林業に支障がでてくる可能性があるとの懸念が示された。こうした情報を受けながら、要請事項を踏まえた更なる取組についても話し合いを行った。

管理機関は、これらの林業事業者との話し合いの結果や森林伐採に関する制度の状況等を踏まえながら、専門家の助言を受け、緩衝地帯における森林伐採に関する要請事項への対応を検討・整理した。

なお、西表島の緩衝地帯においては、日常生活で木材を利用していた以外には大規模な林業は行われておらず、将来にわたり伐採の予定はない。

(2) 森林伐採に関する制度の状況

3地域の遺産地域と緩衝地帯は、国立公園に指定されている（奄美大島と徳之島は2017年に指定、沖縄島北部は2016年に指定（その後2018年に拡張））。これらの指定により、すべての森林伐採に自然公園法に基づく国（環境省）の事前許可が必要になり、森林伐採の規制が措置された（2020年2月追加情報照会回答 P1,2）。

遺産地域については、国立公園の特別保護地区・第1種特別地域として、当該地域の自然を特徴づける野生生物の重要な生息・生育地となっている常緑広葉樹林等の維持に影響を与える各種行為が原則禁止されており、厳正な保護が図られている。緩衝地帯の大部分については、国立公園の第2種特別地域・第3種特別地域に指定され、行為規制があり、許可を受けるには自然公園法の許可基準を満たす必要がある。

徳之島と沖縄島北部においては、1 伐区当たりの面積が制限され（原則 2 ha）、伐採に当たっては事前に環境省に申請することになっている（2020 年 2 月追加情報照会回答 P10）。

奄美大島においては、亜熱帯照葉樹林の高い再生能力等に係る科学的知見（推薦書 P106.BOX5.別紙 1-1）を踏まえ、生物多様性や希少種の生息環境を保全し、かつ経済的合理性にも配慮した持続可能な林業を可能とするために、林業事業者や有識者等と意見交換や調整を行い、自然公園法に基づく基準の特例を 2020 年 3 月に設定した。

この特例により、奄美大島は徳之島と沖縄島北部よりも 1 伐区当たりの面積の上限が大きいが（10ha まで）、保護樹帯の設置（特別保護地区及び第 1 種特別地域から 20m の範囲の森林、主要な尾根の片側 20m の範囲の森林等）、地山を傷めない方法で伐採・集材する架線集材を基本とすることなどの配慮事項を細かく定めている。これらが守られていないと伐採が許可されない。加えて、林地の攪乱を抑制するための伐採方法（車両系林業機械ではなくチェーンソーを使用する等）の採用、利用施設等の周辺において伐採しない等、自然環境や生態系に配慮したものとなっている。（2020 年 2 月追加情報照会回答 P1、P8、別紙 1-2-2）

自然公園法以外にも、森林法において、伐採及び伐採後の造林に係る届出制度等が規定されており、伐採等の行為を行う際はそれらの行為を行う森林が属する市町村への届出等が義務づけられている。

地域の林業事業者は、上述の規制等を遵守しながら、森林施業を行っている。また、行政機関の委託を受けて、希少種保護のための密猟対策パトロールや希少種・外来種のモニタリング等も実施しており、地域の森林における生物多様性の保全に係る積極的な役割も担い始めている。今後も、地域の自然環境に配慮して持続可能な林業を行うことを望んでいる。

なお、2018 年に招聘したバスチャン・ベルツキー氏のレポートでは、上述の規制等のもとで行われる森林施業は、持続可能な利用である旨が指摘された（推薦書付属資料 1 P1-16）。

（3）緩衝地帯における森林伐採に関する対応方針

要請事項を受けて行った林業事業者との話し合いの結果や森林伐採に関する制度の状況、専門家の助言を踏まえ、以下の通り取組を進める。

- ・まず、（2）で示した、自然公園法に基づく 1 伐区当たりの面積の制限などの許可基準、配慮事項の遵守を引き続き徹底する。これらは希少種・固有種等の生息・生育と林業の両立の観点を含めて定められたものである。

- ・次に、緩衝地帯が資産とその保護を支える機能をもつ地域であることを踏まえ、緩衝地帯における年間伐採量は、森林が持つ生物多様性保全機能や木材生産機能を恒常的に発揮するのに必要な現存量を市町村毎に算出し、これを維持した上で、成長量

の範囲内とする。

・さらに、生物多様性保全機能と木材生産機能の両方に配慮した森林施業の基本的な方向性を示す自主規範として、奄美大島・徳之島においては、上記2点を含めて今年新たに「奄美大島・徳之島における自然環境に配慮した森林施業方針」を策定し、沖縄島北部においては、従前より「やんばる型森林業の推進 施策方針」（推薦書付属資料2 P136-142）を策定している。これらの方針に基づき自然環境に配慮した森林施業を行う（別添参照）。

・伐採状況については、従前のおり関係行政機関が、自然公園法に基づく事前許可申請の手続きや、森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の状況に係る報告書の届出制度等により伐採及び更新の状況を把握し、管理する。

・最後に重要な点として、各地域において、林業事業者、関係行政機関等であらかじめ伐採予定地の位置や面積の情報を共有する場を毎年定期的に設ける。この場で、遺産地域へ影響する可能性を踏まえ、生物多様性や希少種の重要な生息・生育環境の保全の観点から、必要に応じて、林業事業者に伐採計画の変更を求めるなどして調整することによって、よりきめ細かな配慮を実現していく。

また、今回の要請を受けて、奄美大島において、森林の再生過程や、森林伐採と野生動植物の生息・生育との関係を把握するために、伐採跡地とこれから伐採する林分及びその周辺において、林分構造や植生、土壌、野生動植物の生息・生育状況等を新たに調査する。これらの調査結果や後述の遺産地域モニタリングの結果により、緩衝地帯における森林伐採が遺産地域の遺産価値へ及ぼす影響の程度を評価する。これら結果は、奄美大島と徳之島において、上記の林業事業者と関係行政機関との情報共有の場でも共有し、調整に活用するなど、今後の取組に活かす。また、沖縄島北部においては、林分構造や植生、土壌、野生動植物の生息状況等既存の調査成果を上記の林業事業者と関係行政機関との情報共有の場でも共有し、調整に活用するなど、今後の取組に活かす。

なお、遺産地域については、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地モニタリング計画」（2019年11月追加情報照会回答 P98）に基づき、遺産価値を表す様々な固有種・絶滅危惧種の維持に必要となる多様な生息・生育場所の保全状況をよく代表している種の生息状況や、森林全体の面的な変動について、管理機関により遺産地域モニタリングが毎年定期的に行われることとなっている。

このように、遺産地域における森林伐採は原則禁止であり、緩衝地帯における森林伐採については、各種規制や自主規範の遵守の徹底を図りながら、林業事業者と関係行政機関による情報共有や調整等の連携体制のもとで、管理を進める。また、調査やモニタリングを実施し、適宜、有識者の知見も取り入れながら、必要に応じて対策

を講じる。

3. 締約国が、資産の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性があるとして認識しているその他の保全に関する問題

なし

4. 作業指針第 172 項に基づく真実性・完全性を含む資産の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性のある構成資産及び緩衝地帯において予定される大規模な復元又は新規工事に関する説明

なし

5. 保全状況報告書へのパブリックアクセス

受容できる。

6. 代表者署名

環境省自然環境局長

林野庁長官